内閣提出法律案

消費者庁設置法案(閣法第1号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、 消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに 消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を一体的に行わせるため、内閣府 の外局として消費者庁を設置しようとするものである。

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第2号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、消費者庁設置法の施行に伴い、内閣府設置法その他の行政組織に関する法律及び食品衛生法その他の関係法律について、所要の規定を整備しようとするものである。

消費者安全法案(閣法第3号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置その他の措置を講じようとするものである。

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する 法律案(閣法第4号)

(衆議院 20.10.21可決 参議院 10.22外交防衛委員会付託 12.12本会議否決)

20.12.12、衆議院へ返付。衆議院において、12.12、憲法第59条第2項により、衆議院議決案を再議決した。

【要旨】

本法律案は、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の期限を 1 年間延長しようとするものである。

地方税等減収補てん臨時交付金に関する法律案(閣法第5号)

(衆議院 20.10.8可決 参議院 10.15総務委員会付託 10.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成20年4月1日後に公布されたことにより生じた自動車取得税、軽油引取税及び地方道路税の収入の減少に伴う地方公共団体の平成20年度の減収を補てんするため、地方税等減収補てん臨時交付金の交付その他の必要な財政上の特別措置を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地方税等減収補てん臨時交付金

平成20年度に限り、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して、総額を656億

1,900万円とする地方税等減収補てん臨時交付金を交付することとし、その種類は次のとおりとする。

- 1 自動車取得税の減収に伴う都道府県及び市町村の減収を補てんするために交付する自動車取 得税減収補てん臨時交付金(116億8,500万円)
- 2 軽油引取税の減収に伴う都道府県及び指定市の減収を補てんするために交付する軽油引取税 減収補てん臨時交付金(493億3,900万円)
- 3 地方道路税の減収に伴う都道府県及び市町村の減収を補てんするために交付する地方道路譲 与税減収補てん臨時交付金(45億9,500万円)
- 二、平成20年度分の地方交付税の特例

平成20年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額は、自動車取得税減収補てん臨時交付金及び軽油引取税減収補てん臨時交付金の額の100分の75の額並びに地方道路譲与税減収補てん臨時交付金の額の合算額を加算した額とする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(閣法第6号)

(衆議院 20.11.21修正議決 参議院 11.21内閣委員会付託 11.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近の銃砲刀剣類等を使用した凶悪犯罪の発生状況等にかんがみ、所持の禁止の対象となる剣の範囲を拡大するとともに、銃砲刀剣類の所持許可の要件の厳格化、実包等の所持に関する規制の強化、銃砲刀剣類の所持者に対する監督の強化等の措置を講じるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、所持の禁止の対象となる剣の範囲の拡大
 - 刃渡り5.5センチメートル以上15センチメートル未満の剣を新たに所持の禁止の対象とする。
- 二、銃砲刀剣類の所持許可の要件の厳格化
 - 1 破産手続開始の決定を受けたこと、禁錮以上の刑に処せられたこと、ストーカー行為をしたこと、配偶者に対する暴力行為をして裁判所から命令を受けたこと、自殺をするおそれがあること等を銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由に追加する。
 - 2 人の生命又は身体を害する罪に当たる違法な行為等を行い、これにより銃砲刀剣類の所持許可を取り消された者の欠格期間を5年から10年に延長する。
 - 3 銃砲刀剣類の所持許可又はその更新を申請する75歳以上の者に対する認知機能検査を導入する。
 - 4 猟銃の所持許可の更新を受けようとする者に対して、射撃技能に関する講習の受講を義務付ける。
 - 5 年少者による空気銃の所持の制限
 - ア 14歳以上18歳未満の者で所持許可を受けて空気銃を所持することができるものの範囲を、 国際的な規模で開催される一定の空気銃射撃競技に参加する選手等に限定する。
 - イ 14歳以上18歳未満の者で一定の空気銃射撃競技に参加する選手等であるものが、射撃指導を受けるために、射撃指導員が所持許可を受けて所持する空気銃を所持することができる制度を導入する。
- 三、実包等の所持に関する規制の強化
 - 1 猟銃の所持許可を受けた者は、帳簿を備え、実包の所持状況を記録しなければならない。
 - 2 銃砲を保管する建物内に当該銃砲に適合する実包等を保管しないよう努めなければならない。
- 四、銃砲刀剣類の所持者に対する監督の強化

- 1 都道府県公安委員会は、銃砲刀剣類の所持許可を受けた者が当該所持許可を受けた後も引き 続き所持許可の基準に適合しているかどうか等を調査するため必要があると認めるときは、そ の者に対し必要な報告を求め、若しくはその指定する医師の診断を受けるべきことを命じ、又 は関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 2 都道府県公安委員会は、銃砲の所持許可を受けた者が人に暴行を加える等の行為をし、かつ、 その粗暴な言動等から判断して、欠格事由に該当する疑いがあると認められる揚合において、 その者に当該許可に係る銃砲を保管させておくことが適当でないと認めるときは、当該銃砲の 提出を命じ、調査を行う間、提出された銃砲を30日を超えない期間内において、保管すること ができる。
- 3 何人も、付近に居住する者等で銃砲刀剣類を所持するものが、その言動等から当該銃砲刀剣 類により人の生命、身体等を害するおそれがあると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、 その旨を申し出ることができる。

五、猟銃安全指導委員制度の新設

都道府県公安委員会は猟銃の所持許可を受けた者であって人格識見に優れたもののうちから猟 銃安全指導委員を委嘱することができることとし、猟銃安全指導委員は猟銃の所持及び使用によ る危害を防止するための猟銃所持者に対する助言、民間団体の活動への協力等の職務を行う。

六、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。所持の禁止の対象となる剣の範囲の拡大については、公布の日から起算して1月を経過した日から、銃砲刀剣類の所持者に対する監督の強化については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日からそれぞれ施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、猟銃又は空気銃の所持許可に係る申請書に内閣府令で定める要件に該当する医師の診断書の添付を義務付けること、猟銃の所持者に対する検査等の対象に猟銃に適合する実包の所持状況に係る帳簿を加えること、調査を行う間における保管制度の適用対象に刀剣類を加えること、内閣府令で定める方法により銃砲刀剣類の確実な引渡しを確保することを内容とする修正が行われた。

【附帯決議】(20.11.27内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

- 一、ダガーナイフ等特定刀剣類の所持禁止の規定について、その適用が除外されている期間内に確 実に廃棄等が行われるよう、法改正の内容の周知徹底を積極的に図ること。
- 二、猟銃又は空気銃の所持の許可に係る申請書に添付する診断書については、地域の実情に配意しつつ、欠格事由の該当性を判断することができる医師が作成するものとすること。また、地方公共団体、医療関係者等と緊密な連携を取り、専門医の受診を容易とするための環境整備に努めること。
- 三、都道府県公安委員会への申出制度の運用に当たっては、申出を行った事実が対象とされた者等に知られ、新たなトラブルが発生することがないよう、申出を行った者の保護に万全を期すこと。 四、本法に係る内閣府令等の制定及び運用に際しては、本委員会における議論を十分に尊重すること。

右決議する。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 20.11.6修正議決 参議院 11.7財政金融委員会付託 12.12本会議修正議決) 20.12.12、衆議院へ回付。衆議院において、12.12、参議院回付案に同意しないことを議決、憲 法第59条第2項により、衆議院議決案を再議決した。

【要旨】

本法律案は、金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して金融機能の強化等を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別の措置を講じ、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期するため、国による株式等の引受け等に係る申込みの期限の延長、株式等の引受け等の要件等の修正及び協同組織中央金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置の新設に係る規定の整備等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国による株式等の引受け等に係る申込みの期限の延長 国が金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込みの期限を、平成 24年3月31日まで延長する。
- 二、国による株式等の引受け等の要件等の修正
 - 1 経営強化計画に記載が義務づけられている事項の一つである「信用供与の円滑化等地域経済 の活性化に資する方策」を「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化 に資する方策」とし、経営責任等の明確化に関する事項を削除する。
 - 2 株式等の引受け等の要件の一つである「地域における金融の円滑化が見込まれること」を「地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれること」とし、経営基盤の安定のための措置に係るものを削除する。
- 三、協同組織中央金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置の新設協同組織金融機関全体で提供している金融機能の発揮の促進を目的として、協同組織中央金融機関等(信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会及び農林中央金庫)に対して、国が優先出資の引受け等を行う措置を新設する。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、国の資本参加に際して従前の経営体制の見直しが求められる場合もあり得ることを明確化するとともに、国が資本参加を行った協同組織中央金融機関により資本支援を受けた協同組織金融機関の名称を主務大臣の公表事項とする修正が行われた。

【委員会修正要旨】

- 一、金融機能の強化のための特別措置に関する法律の目的規定を改め、中小規模の事業者に対する 金融の円滑化等による地域における経済の活性化を期すものとする。
- 二、一の地方公共団体がその総株主の議決権の100分の50を超える議決権を保有する銀行について は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律の対象となる銀行から除外し、金融機能の強 化のための特別措置に関する法律を適用しないものとする。

保険業法の一部を改正する法律案(閣法第8号)

(衆議院 20.11.6可決 参議院 11.7財政金融委員会付託 12.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における保険業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、保険契約者等の保護を図り、保険業に対する信頼性を維持するため、生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関する政府の補助を可能とする特例措置を平成24年3月末まで3年間延長するものである。

国籍法の一部を改正する法律案(閣法第9号)

(衆議院 20.11.18可決 参議院 11.19法務委員会付託 12.5本会議可決)

【要旨】

本法案は、出生後日本国民である父に認知された子の日本の国籍の取得に関する国籍法の規定は一部違憲であるとの最高裁判所判決があったことにかんがみ、父母が婚姻をしていない子にも日本の国籍の取得を可能とする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 届出による国籍取得の要件の見直し

日本国民から出生後に認知された子が届出により日本の国籍を取得するためには、父母の婚姻 を要しないものとする。

二 罰則の新設

一の届出をする場合において、虚偽の届出をした者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

三 経過措置

- 1 20歳に達するまでに認知されたが父母が婚姻していなかった者で、施行日までに国籍取得の届出をしていたものは、施行日から3年以内に再度届け出ることによって国籍を取得できる。ただし、当該最高裁判所判決のあった日の翌日(平成20年6月5日)以後に届出をした者については、従前の届出の時にさかのぼって日本の国籍を取得する。
- 2 20歳に達するまでに認知されたが父母が婚姻していなかった者で、施行日までに国籍取得の 届出をしていないものは、平成15年1月1日以後に20歳に達した者に限り、20歳に達した後で も施行日から3年以内に届け出ることによって国籍を取得できる。

四 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

【附帯決議】(20.12.4法務委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一本法の施行により、生後認知された子も胎児認知された子と同様、届出のみで我が国の国籍を 取得することができることとなることにかんがみ、本法の趣旨について十分な周知徹底に努める こと。
- 二 我が国の国籍を取得することを目的とする虚偽の認知が行われることがあってはならないことを踏まえ、国籍取得の届出に疑義がある場合に調査を行うに当たっては、その認知が真正なものであることを十分に確認するため、認知した父親に対する聞取調査をできる限り実施すること、当該父親と認知された子が一緒に写った写真の提出をできる限り求めること、出入国記録の調査を的確に行うこと等につき、調査の方法を通達で定めること等により、調査のための万全な措置を講ずるよう努めること。
- 三 本法の施行後、改正後の国籍法の施行状況について、当分の間半年ごとに当委員会に対し報告 するとともに、その施行状況を踏まえ、父子関係の科学的な確認方法を導入することの要否及び 当否について検討する等、虚偽の届出を防止するために必要な措置を講ずること。
- 四 プローカー等が介在して組織的に行われる虚偽の認知による不法な国籍取得の動きが生じてはならないことを踏まえ、入国管理局、警察等関係当局が緊密に連携し、情報収集体制の構築に努めるとともに、適切な捜査を行い、虚偽の届出を行った者に対する制裁が実効的なものとなるよう努めること。
- 五 本改正により、重国籍となる子供が増加する事態が起こり得ることにかんがみ、重国籍に関する諸外国の動向を注視するとともに、我が国における在り方について検討を行うこと。 右決議する。

児童福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第10号)

(衆議院 20.11.14可決 参議院 11.18厚生労働委員会付託 11.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国における急速な少子化の進行、児童虐待等の問題にかんがみ、次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、子育て支援の充実、要保護児童に対する家庭的環境における養育の充実、地方公共団体及び事業主の取組の強化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 児童福祉法の一部改正

一 児童自立生活援助の実施に係る見直し

児童自立生活援助の実施について、都道府県による措置から、義務教育を終了した児童又は 都道府県の措置を解除された満20歳未満の者からの申込みによる実施へと仕組みを改める。

二 新たな子育て支援事業の実施等

- 1 乳児家庭全戸訪問事業とは、一の市町村の区域内における原則としてすべての乳児のいる 家庭を訪問することにより、子育てに関する情報提供、養育環境等の把握を行うほか、養育 についての相談に応じ、助言等の援助を行う事業をいう。
- 2 養育支援訪問事業とは、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育の支援が特に必要と認められる児童及びその保護者、出産後の養育について出産前の支援が特に必要な 妊婦等(以下「要支援児童等」という。)に対し、その養育が適切に行われるよう、要支援 児童等の居宅において相談、指導、助言等の必要な支援を行う事業をいう。
- 3 地域子育て支援拠点事業とは、乳幼児及び保護者が相互に交流する場所を開設し、子育て についての相談、情報提供、助言等の援助を行う事業をいう。
- 4 一時預かり事業とは、家庭における保育が一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所等で一時的に預かる事業をいう。
- 5 市町村は、1から4の事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努める。
- 6 都道府県知事は、母子保健に関する事業等の実施に際して要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の現在地の市町村長に通知するものとする。

三 小規模住居型児童養育事業の実施等

- 1 小規模住居型児童養育事業とは、都道府県による措置に係る児童について、要保護児童の 養育に関し相当の経験を有する者等(里親を除く。)の住居において養育を行う事業をいう。
- 2 国及び都道府県以外の者による小規模住居型児童養育事業の実施に係る届出等について規 定する。

四 里親制度の見直し

養子縁組を前提としない養育里親について、要保護児童の養育を希望し、かつ、都道府県知事が行う研修を修了したこと等の要件を満たす者であって、養育里親名簿に登録されたものとする。

五 被措置児童等虐待の防止等

- 1 被措置児童等虐待とは、里親、児童養護施設等の長、その職員その他の従業者等が、委託 された児童、入所する児童等(以下「被措置児童等」という。) について行う暴行等の行為を いう。
- 2 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通告義務、被措置児童等虐待を 受けたときの被措置児童等による届出、都道府県が通告等を受けたときに講ずべき必要な措 置等について規定する。

六 家庭的保育事業の実施等

1 家庭的保育事業とは、市町村が保育に欠けると認める乳幼児について、家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士等であって、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。)の居宅等において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。

2 市町村は、保育に対する需要の増大等、保育所における保育ができないことについてやむ を得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育等の適切な保護を行わなければなら ない。

第二 次世代育成支援対策推進法の一部改正

- 一 市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る見直し
 - 1 行動計画策定指針の記載事項として、市町村行動計画において保育の実施の事業、放課後 児童健全育成事業等の次世代育成支援対策に係る目標等を定めるに当たって参酌すべき標準 を追加する。
 - 2 市町村及び都道府県は、行動計画を策定又は変更しようとするときは、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 二 一般事業主行動計画に係る見直し
 - 1 一般事業主のうち、一般事業主行動計画の策定及び策定した旨の届出の義務が課せられる 範囲について、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものから100人を超えるものへと拡 大するとともに、一般事業主行動計画の策定及び策定した旨の届出の努力義務が課せられる 範囲について、300人以下のものから100人以下のものに変更する。
 - 2 一般事業主行動計画の策定及び策定した旨の届出の義務が課せられている一般事業主は、 一般事業主行動計画を策定又は変更したときは、これを公表及び労働者に周知しなければな らない。
 - 3 一般事業主行動計画の策定及び策定した旨の届出の努力義務が課せられている一般事業主は、一般事業主行動計画を策定又は変更したときは、これを公表及び労働者に周知するよう 努めなければならない。
- 三 特定事業主行動計画に係る見直し
 - 1 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に 周知しなければならない。
 - 2 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況を公表しなければならない。

第三 社会福祉法の一部改正

児童福祉法に規定する乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び小規模住居型児童養育事業を第二種社会福祉事業に追加する。

第四 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第二の一については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から、第一の六については平成22年4月1日から、第二の二の1については平成23年4月1日から施行する。

二 検討

政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の児童福祉法等の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附带決議】(20.11.25厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、社会的養護を担う人材の確保とその質の強化を図ること。
- 二、児童養護施設等で生活する児童のプライバシーが十分に確保できるよう、施設整備の要件につ いて検討すること。

右決議する。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の 一部を改正する法律案(閣法第11号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

近年における労働者派遣事業をめぐる情勢にかんがみ、派遣労働者の雇用の安定その他の福祉の 増進に資するようにするため、日雇労働者について労働者派遣を行うことを原則として禁止すると ともに、派遣労働者の雇用の安定のための措置の充実を図る等、労働者派遣事業に関する制度の整 備を行おうとするものである。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第12号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

防衛省の所掌事務をより効果的かつ効率的に遂行し得る体制を整備するため、自衛官の定数及び 即応予備自衛官の員数の変更、防衛大学校等における研究の位置付けの明確化、陸上自衛隊の学校 の生徒の身分の新設、自衛官の勤務延長及び再任用に係る期間の伸長等の措置を講ずる。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第13号) (衆議院 20.12.11可決 参議院 12.15総務委員会付託 12.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成20年8月11日付けの職員の給与の改定に関する勧告及び職員の勤務時間の改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員について、医療職俸給表(一)の適用を受ける職員の初任給調整手当の額の改定及び本府省業務調整手当の新設を行うとともに、勤務時間を1週間当たり38時間45分に改定する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、本府省における業務の特殊性、困難性等にかんがみ、本府省固有業務等に従事している課長補 佐以下の職員に対して支給する本府省業務調整手当を新設する。
- 二、勤務医の確保が重要な課題となる中で、若手・中堅医師の人材確保のため初任給調整手当を改定し、医師等に対する支給月額の限度額を、現行の30万6,900円から41万900円に引き上げる。
- 三、能力・実績に基づく人事管理の基礎とするため、新たな人事評価制度の導入に伴い、評価結果 を昇給や勤勉手当に活用するための規定を整備する。
- 四、民間の労働時間との均衡を図るため、職員の勤務時間を、現行の1週間当たり40時間から38時間45分に短縮する。
- 五、職員の勤務時間の改定に伴い、国家公務員の育児短時間勤務等について必要な改正を行うとと もに、地方公務員についても、国家公務員との均衡を考慮し、必要な改正を行う。
- 六、この法律は、平成21年4月1日から施行する。ただし、三については、国家公務員法等の一部 を改正する法律(平成19年法律第108号)附則第1条第3号の政令で定める日から施行する。

【附带決議】(20.12.18総務委員会議決)

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、国の医療施設における勤務医確保が喫緊の課題であることを踏まえ、引き続き医師等の適切な 給与水準を確保するよう努めるとともに、深刻な社会問題となっている医師不足解消のための抜 本的な対策を講ずること。
- 二、本府省業務調整手当の導入に当たっては、必要な人材確保など手当の導入趣旨と本府省における 勤務の実態を十分踏まえ、適切に支給対象範囲を定めること。
- 三、長時間にわたる超過勤務が、職員の心身の健康、人材確保等に重大な影響を及ぼしていることにかんがみ、その縮減を図ること。また、職員が超過勤務命令を受けずに相当時間にわたって在 「けしている勤務の実態について早急に調査し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

- 四、非常勤職員については、職務内容及び経験等を踏まえた適正な給与を支給するとともに、休暇 その他の処遇の在り方に関して検討を行い、常勤職員との処遇の不均衡是正に取り組むこと。ま た、任用形態・勤務形態の在り方について検討すること。
- 五、公務員制度改革を推進するに当たっては、労働基本権の在り方を含め、職員団体等の意見を十分聴取し、国民の理解が得られる結論を得ること。 右決議する。

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案(閣法第14号)

(衆議院 20.12.11可決 参議院 12.15総務委員会付託 12.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、退職手当制度の一層の適正化を図り、もって公務に対する国民の信頼確保に資するため、退職後に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められるに至った者の退職手当の全部又は一部を返納させることとする等、退職手当について新たな支給制限及び返納の制度を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、退職手当支払後に、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認められた場合、 退職をした者に退職手当の返納を命ずることができることとする。
- 二、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認められた場合で、すでに当該職員が死亡しているときには、支払前であれば遺族等に対する退職手当の支給を制限し、支払後であれば遺族等に返納を命ずることができることとする。
- 三、退職手当の支給制限に際しては、非違の性質などを考慮して退職手当の一部を支給することが 可能な制度を創設し、返納についても、一部を返納させることが可能な制度を創設する。
- 四、処分を受ける者の権利保護を図る観点から、懲戒免職等処分を受けるべき行為があったことを 認めたことによる支給制限、すべての返納命令を行う際には、退職手当・恩給審査会等に諮問す ることとする。
- 五、国家公務員退職手当法の改正に伴い、支給制限等処分があった場合には、共済年金の一部を支給制限できるようにするための国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の改正を行う。
- 六、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行す る。

【附帯決議】(20.12.18総務委員会議決)

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、昨今の一部幹部公務員の不祥事等に対し国民の厳しい批判が寄せられていることにかんがみ、 綱紀の粛正をさらに徹底するとともに、行政及び公務員に対する国民の信頼を確保するための措 置を引き続き検討すること。
- 二、退職手当・恩給審査会における公平・公正な審査が確保されるよう、委員の人選及び審査手続について配慮すること。また、退職手当の支給制限及び返納・納付に係る処分を行うに当たっては、特に遺族、相続人の取扱いを含め、十分慎重な対応を図ること。
- 三、退職手当制度の見直しの趣旨にかんがみ、退職手当の一部支給制限制度及び一部返納制度については、公務規律の弛緩を招くことがないよう、厳正かつ公正な運用に努めること。また、いわゆる諭旨免職についても、適切な対応を図ること。
- 四、今回法律上の措置が講じられていない非特定独立行政法人等については、各法人に対し、国家 公務員の場合に準じた検討を行い、必要な措置を講ずるよう要請すること。 右決議する。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第15号)

(衆議院 20.12.12可決 参議院 12.15外交防衛委員会付託 12.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて本府省業務調整手当を新設するとともに、退職手当の例に準じて若年定年退職者給付金の返納事由の拡大等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、一般職の国家公務員に準じて、防衛省の職員の昇給に関する規定を整備する。
- 二、防衛省の職員に対して支給する手当として、本府省業務調整手当を新設する。
- 三、退職手当の例に準じて退職後に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められる者の若年定年退職者給付金を返納させることができることとするなど若年定年退職者給付金について新たな 支給制限及び返納の制度を設ける等の措置を講ずる。
- 四、本法律は、平成21年4月1日から施行する。ただし、一については一般職国家公務員の昇給に 関する改正規定の施行日から、三については国家公務員退職手当法等一部改正法の施行日から施 行する。

【附带決議】(20.12.18外交防衛委員会議決)

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一、防衛省・自衛隊は、昨年来、一連の不祥事が続き、国民の信頼を大きく損なうこととなったことを重く受け止め、防衛省改革の実行を徹底することで、国民の理解と支援を得るよう努めること。
- 二、前航空幕僚長がこれまでの政府見解を逸脱した論文を応募、発表したことにより防衛省・自衛 隊に対する国民の理解と信頼を大きく損ねたことは、遺憾の極みであり、当該事案の徹底的な究 明を図った上で、再発防止策の確立・徹底を図ること。
- 三、統合幕僚長及び陸・海・空の各幕僚長の人事に関しては、任命権者としての重大な責任を認識 し、最適な人材を任命するとともに、自衛隊幹部が政府の一員としての自覚を持った言動に努め るよう、厳格な幹部教育を実施すること。
- 四、防衛省・自衛隊における教育の在り方を総点検し、国を守る意識や歴史観も含めて、適切な教育を行うこと。
- 五、退職公務員に対する退職金の返納の在り方について、公共の利益を重視する見地から返納事由 及び処分手続の見直し等検討の余地がないかを徹底的に検証するとともに、新設される本府省業 務調整手当の趣旨、運用に当たっては、その在り方も含め、不断の検証を進め、改善を図ること。
- 六、懲戒免職以外の懲戒処分についても若年定年退職者給付金等の返還の対象とすることについて、 総務省における退職手当の検討の状況を見ながら検討すること。

右決議する。

犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(第163回国会閣法第22号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に伴い、組織的な犯罪の共謀罪の新設等をするとともに、組織的に実行される強制執行妨害事犯等についての処罰規定を整備し、サイバー犯罪に関する条約の締結に伴い、不正指令電磁的記録作成等の行為についての処罰規定、電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続の規定等を整備しようとするものである。

労働基準法の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第81号)

(衆議院 20.11.18修正議決 参議院 11.26厚生労働委員会付託 12.5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、長時間にわたり労働する労働者の割合が高い水準で推移していること等に対応し、労働以外の生活のための時間を確保しながら働くことができるようにするため、一定の時間を超える時間外労働について割増賃金の率を引き上げるとともに、年次有給休暇について一定の範囲で時間を単位として取得できることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、衆議院において、割増賃金の率の引上げの対象となる時間外労働時間及び施行期日について修正が行われた。

一 時間外労働

- 1 法定労働時間を超える労働に係る労使協定による労働時間の延長を適正なものとするために厚生労働大臣が定める基準で定めることができる事項として、割増賃金の率に関する事項を追加する。
- 2 使用者が、1箇月について60時間(衆議院修正)を超えて時間外労働をさせた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の5割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。
- 3 使用者が、労使協定により、2の割増賃金を支払うべき労働者に対して、2の割増賃金の支払に代えて、通常の労働時間の賃金が支払われる休暇(年次有給休暇を除く。)を厚生労働省令で定めるところにより与えることを定めた場合において、当該労働者が当該休暇を取得したときは、当該労働者の2の時間を超えた時間外労働のうち当該取得した休暇に対応するものとして厚生労働省令で定める時間の労働については、2の割増賃金を支払うことを要しない。

二 年次有給休暇

使用者は、労使協定により、次に掲げる事項を定めた場合において、1に掲げる労働者の範囲に属する労働者が年次有給休暇を時間を単位として請求したときは、年次有給休暇の日数のうち2に掲げる日数については、労使協定で定めるところにより時間を単位として年次有給休暇を与えることができる。

- 1 時間を単位として年次有給休暇を与えることができることとされる労働者の範囲
- 2 時間を単位として与えることができることとされる年次有給休暇の日数(5日以内に限る。)
- 3 その他厚生労働省令で定める事項

三 その他

中小事業主(その資本金の額又は出資の総額が3億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円)以下である事業主及びその常時使用する労働者の数が300人(小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人)以下である事業主をいう。)の事業については、当分の間、一の2は、適用しない。

四 施行期日等

- 1 この法律は、平成22年4月1日(衆議院修正)から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、一の2及び三の施行の状況、時間 外労働の動向等を勘案し、一の2及び三について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置 を講ずるものとする。
- 3 政府は、2に定めるものを除くほか、この法律の施行後5年を経過した場合において、この 法律による改正後の労働基準法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、同法の規 定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第95号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、今後の被用者年金制度の成熟化、少子高齢化の一層の進展等に備え、当該制度について、公的年金制度の一元化を展望しつつ、制度の安定性を高めるとともに、民間被用者及び公務員を通じ、将来に向けて、保険料負担及び保険給付の公平性を確保することにより、公的年金制度全体に対する国民の信頼を高めるため、公務員及び私立学校教職員についても厚生年金保険制度を適用する措置を講ずる等のほか、短時間労働者への厚生年金保険制度の適用拡大、厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度の改善等の措置を講じようとするものである。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第97号) (衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、地方公務員に係る制度の改革を進めるため、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保しようとするものである。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(第169回国会閣法第9号) (衆議院 審査未了)

【要旨】

基礎年金の国庫負担割合については、平成21年度までの間の別に法律で定める特定年度において2分の1とされることを踏まえ、平成20年度における国庫負担の割合を引き上げようとするものである。

株式会社地域力再生機構法案(第169回国会閣法第14号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、雇用の安定等に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の再建を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、地域経済において重要な役割を果たしていながら過大な債務を負っている事業者に対し、金融機関等からの債権の買取り等を通じてその事業の再生を支援することを目的とする法人として、株式会社地域力再生機構を設立しようとするものである。

平成二十年度における政府等が管掌する健康保険の事業に係る国庫補助額の特例及び健康保険組合等による支援の特例措置等に関する法律案(第169回国会閣法第37号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

政府又は全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業の運営の安定等を図ることが重要であること及び平成20年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度の医療保険制度の安定的な運営及び国の適切な財政運営に資するため、当該事業及び国民健康保険組合について国庫補助額の特例を定めるとともに、保険者の相互扶助の観点から、健康保険組合等から徴収した特例支援金を特例交付金として交付することにより当該事業を支援するための特例措置を講じようとするものであ

長期優良住宅の普及の促進に関する法律案(第169回国会閣法第44号)

(衆議院 20.11.21修正議決 参議院 11.21国土交通委員会付託 11.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、良質な住宅が建築され、及び長期にわたり良好な状態で使用されることが住生活の 向上及び環境への負荷の低減を図る上で重要となっていることにかんがみ、構造及び設備が長期使 用構造等である長期優良住宅の普及を促進するため、所要の措置を講じようとするものであり、そ の主な内容は次のとおりである。

- 一、国土交通大臣は、長期優良住宅の普及の促進に必要な施策、認定等に関する基本方針を定めな ければならない。
- 二、長期優良住宅建築等計画の認定等
 - 1 長期優良住宅を建築し、自ら建築後の住宅の維持保全をしようとする者等は、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁(市町村長等又は都道府県知事)の認定を申請することができる。また、所管行政庁は、当該計画が次の基準等に適合するときは、その認定をすることができる。

住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること。

住宅の維持保全の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

住宅の維持保全について、30年以上の計画期間を設けていること。

- 2 1の認定の申請をする者が併せて建築確認の申請書を提出し、所管行政庁が建築基準関係規 定に適合する旨の建築主事の通知を受けて1の認定をしたときは、建築確認済証の交付があっ たものとみなす。
- 三、二の計画の認定を受けた者は、当該認定を受けた計画に基づき建築及び維持保全が行われている住宅(以下「認定長期優良住宅」という。)に関する記録(住宅履歴情報)を作成し、保存しなければならない。
- 四、認定長期優良住宅に関する措置
 - 1 認定長期優良住宅(新築住宅を除く。)の売買契約において、住宅の品質確保の促進等に関する法律による住宅性能評価書を売買契約書に添付した場合、当該住宅性能評価書に表示された性能を有する住宅を引き渡すことを契約したものとみなす。
 - 2 認定長期優良住宅の維持保全については、地方住宅供給公社も、委託により行うことができる。また、高齢者が自ら居住する認定長期優良住宅の維持保全工事に必要な資金の一定の貸付けに係る債務について、高齢者居住支援センターは保証することができる。
- 五、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、長期優良住宅の普及の促進に関し、人材の養成、維持保全に係る事業者の努力義務、木造住宅の伝統技術に係る研究開発の推進、一の基本方針を定めるに当たっての木造住宅への配慮、地域における居住環境の維持及び向上への配慮、三の記録の作成及び保存に係る援助等について修正が行われた。

【附带決議】(20.11.27国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、ストック重視の住宅政策への転換という住生活基本法の基本理念を踏まえ、改修、維持保全、 流通の促進等により、既存住宅の長期使用化を図るとともに、既存住宅への長期優良住宅の認定 の在り方等について検討を行うこと。
- 二、長期優良住宅制度の円滑な運用を図るため、関係者に対する制度の周知、体制の整備に万全を 期するとともに、所管行政庁に対する指導、支援に努めること。

また、同制度の運用において、都市計画制度やまちづくり政策、住宅性能表示制度との連動・連携に十分配慮すること。

三、長期優良住宅の普及に資するよう、金融、財政上の支援措置の充実を図るとともに、技術開発 の推進等による長期優良住宅の品質の向上と低コスト化に努めること。

また、住宅履歴情報については、一部業者による顧客の囲い込みや目的外使用の防止に留意しつつ、住宅履歴情報制度の整備・普及に努めること。

- 四、既存住宅の流通の促進等を図るため、長期優良住宅を始めとする最近における住宅の耐用年数 の実態に見合った既存住宅の評価が的確に行われるよう、税制等における住宅の評価の在り方等 について検討すること。
- 五、改正建築士法による設備設計一級建築士による設計又は法適合確認の義務付けに当たっては、 改正建築基準法施行時の実情にかんがみ、建築士制度の運用が円滑に進むよう、その制度の在り 方に関して関係団体等と協議し、必要に応じ、適切な措置を講じること。 右決議する。

独立行政法人気象研究所法案(第169回国会閣法第45号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、気象業務に関する技術に係る研究等の業務を一層効率的かつ効果的に行わせるため、独立行政法人気象研究所を設立することとし、その目的、業務の範囲等を定めようとするものである。

独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案(第169回国会閣法第50号) (衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人統計センターの改革を推進するため、同法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人としようとするものである。

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案(第169回国会閣法第53号) (衆議院 20.11.21修正議決 参議院 12.3厚生労働委員会付託 12.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の規定等を踏ま え、高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人を設立するため、その名称、目的、業務の範 囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 名称及び目的
 - 1 独立行政法人の名称は、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センターとする。
 - 2 独立行政法人国立がん研究センターは、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
 - 3 独立行政法人国立循環器病研究センターは、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
 - 4 独立行政法人国立精神・神経医療研究センターは、国の医療政策として、精神・神経疾患等に関する高度かつ専門的な医療及び精神保健の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に

寄与することを目的とする。

- 5 独立行政法人国立国際医療研究センターは、国の医療政策として、感染症その他の疾患に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び 増進に寄与することを目的とする。
- 6 独立行政法人国立成育医療研究センターは、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する 高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的と する。
- 7 独立行政法人国立長寿医療研究センターは、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する 高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的と する。

二 役員

一の2から7までに定める独立行政法人(以下「国立高度専門医療研究センター」という。) に、役員として、理事長、監事及び理事を置くこととし、その定数等を定めることとする。

三 業務の範囲

各国立高度専門医療研究センターは、一の2から7までの目的を達成するため、医療等に関する調査、研究及び技術の開発、業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等の業務を行う。

四 施行期日

この法律は、一部を除き平成22年4月1日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、次の事項を追加する等の修正が行われた。

一 財政上の配慮

国は、国立高度専門医療研究センターの業務の特性にかんがみ、国立高度専門医療研究センターにおける調査、研究開発の進ちょく状況を踏まえつつ、国立高度専門医療研究センターの研究開発を行う能力の強化並びにその研究開発の効果的な推進及びその成果の普及を図るため、必要な財政上の配慮をするものとする。

二 検討

政府は、この法律の施行後3年以内に、その業務として研究及び開発を行う他の独立行政法人の見直しその他の独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ、国立高度専門医療研究センターの業務についての社会的な評価を含む業務の実施状況その他この法律の施行の状況を勘案し、国立高度専門医療研究センターの組織及び業務について、独立行政法人として存続させることの適否を含めた検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附带決議】(20.12.9厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、独立行政法人国立高度専門医療研究センターと独立行政法人制度との整合性についての検討を 行い、その検討に当たっては研究開発法人制度についての検討も併せて行うものとすること。
- 二、独立行政法人国立高度専門医療研究センターへの移行について、その進捗状況、課題などを明らかにし、新法人への移行前に国会へ報告を行うとともに必要な措置を講ずること。
- 三、独立行政法人国立高度専門医療研究センターの適切かつ安定的な運営及び研究開発の推進のため、国立高度専門医療研究センターに関わる長期債務をそれぞれの新法人が引き継ぐ場合には、その利払いや返済金の過大な負担により、新法人の本来目的である研究・診療の維持・拡充の妨げとなることのないようにするとともに、運営費交付金の確実な措置、積立金の取扱い及び人件費削減に係る規定の運用に対する配慮その他必要な措置を講ずること。
- 四、厚生労働省に設置される独立行政法人評価委員会及び総務省に設置される政策評価・独立行政 法人評価委員会の委員の人選に当たっては、患者の声を代表する者、医療技術に関して学術経験 を有する者を選定するなど幅広い人選を行うことにより、これらの委員会が独立行政法人国立高 度専門医療研究センターの業務の実績を適切に評価できるよう十分配慮すること。
- 五、独立行政法人国立高度専門医療研究センターにおいて、原因が不明であったり、治療法が確立

されていない特定疾患などの難病やHIV/AIDSなどを始めとする感染症に関する研究や医療の推進が図られるよう、一層の必要な措置を講ずること。

- 六、独立行政法人国立高度専門医療研究センターにおける医師、看護師等医療従事者の労働条件について十分配慮するとともに、国立高度専門医療研究センターとして求められる役割を果たすことができるよう、優秀な人材確保のための措置を講ずること。
- 七、独立行政法人国立高度専門医療研究センターが、都道府県の中核的な医療機関等との密接な連携の下に、政策医療ネットワークの中心として適切な機能を果たすことができるよう、政策医療ネットワークの更なる充実に取り組むこと。
- 八、独立行政法人国立高度専門医療研究センターが、その本来目的である研究・診療の充実に真に 資する事業計画策定や的確かつ迅速な意思決定等が行えるよう、新法人の権限、執行体制、人事、 財務等の在り方について、現場の視点から綿密な検討を行い、新法人設立までに十分な準備を行 えるよう支援すること。
- 九、独立行政法人国立国際医療研究センター国府台病院及び独立行政法人国立長寿医療研究センターが、その求められた役割を適切に果たすことができるよう、その機能の強化を図るとともに、その業務の実績や社会的な評価を含む法の実施状況を勘案し、その存否についても検討を行い、必要に応じて財政的支援を含め所要の措置を講ずること。 右決議する。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(第169回国会閣法第69号) (衆議院 20.12.11可決 参議院 12.15厚生労働委員会付託 12.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、障害者の雇用に関する状況にかんがみ、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、中小企業に関して障害者雇用納付金の徴収等の対象範囲を拡大するとともに、短時間労働者を雇用義務の対象に追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

関係子会社に雇用される労働者に関する特例

事業主及びすべての関係子会社が申請を行い、厚生労働大臣の認定を受けた場合は、雇用義務等に関する規定の適用については、当該関係子会社が雇用する労働者は当該事業主のみが雇用する労働者と、当該関係子会社の事業所は当該事業主の事業所とみなす。

二 事業協同組合等における特定事業主に雇用される労働者に関する特例

事業協同組合等及びその組合員たる事業主(その雇用する労働者の数が常時厚生労働省令で定める数以上である事業主に限る。以下「特定事業主」という。)が申請を行い、厚生労働大臣の認定を受けた場合は、雇用義務等に関する規定の適用については、当該特定事業主が雇用する労働者は当該事業協同組合等のみが雇用する労働者と、当該特定事業主の事業所は当該事業協同組合等の事業所とみなす。

三 障害者雇用調整金の支給

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構は、厚生労働省令で定めるところにより、一の事業主若しくは関係子会社又は二の事業協同組合等若しくは特定事業主等に対しても、障害者雇用調整金を支給することができる。

- 四 短時間労働者等の雇用義務対象への追加
 - 1 雇用義務等に関する規定における労働者数及び障害者雇用率の算定に当たっては、短時間労働者は、その1人をもって、厚生労働省令で定める数の労働者に相当するものとみなす。
 - 2 雇用義務等に関する規定における身体障害者及び知的障害者である労働者数及び障害者雇用 率の算定に当たっては、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者は、その1人をもって、 厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。
 - 3 雇用義務等に関する規定における身体障害者及び知的障害者である労働者の算定に当たって

は、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、その1人をもって、厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

- 五 障害者雇用納付金の納付義務等の対象範囲の拡大
 - 1 障害者雇用納付金の徴収、障害者雇用調整金の支給等に関する規定について、暫定的に常用 労働者の数が301人以上の事業主とされている適用対象を常用労働者の数が201人以上の事業主 へ拡大する。
 - 2 常用労働者の数が201人以上300人以下である事業主に係る障害者雇用納付金の調整基礎額及 び障害者雇用調整金の単位調整額は、1の施行日から5年間は、政令で定める金額以下の額で 厚生労働省令で定める額とする。
- 六 障害者雇用支援センターの廃止

障害者雇用支援センターを廃止する。

- 七 障害者雇用納付金の納付義務等の対象範囲の拡大
 - 1 障害者雇用納付金の徴収、障害者雇用調整金の支給等に関する規定について、暫定的に常用 労働者の数が201人以上の事業主とされている適用対象を常用労働者の数が101人以上である事 業主へ拡大する。
 - 2 常用労働者の数が101人以上200人以下である事業主に係る障害者雇用納付金の調整基礎額及 び障害者雇用調整金の単位調整額は、1の施行日から5年間は、政令で定める金額以下の額で 厚生労働省令で定める額とする。

八 施行期日等

- 1 この法律は、平成21年4月1日から施行する。ただし、四、五については平成22年7月1日、六については平成24年4月1日、及び七については平成27年4月1日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の障害者の雇用の促進 等に関する法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認 めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案(第169回国会閣法第73号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

公正かつ自由な経済社会を実現するために競争政策の積極的展開を図ることが必要であることにかんがみ、他の事業者の事業活動を排除することによる私的独占、一定の不公正な取引方法等に対する課徴金制度の導入、企業結合に係る届出制度の見直し等の措置を講じようとするものである。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案(第169回国会閣法第74号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、競争の導入による公共サービスの改革を推進するため、官民の競争条件の均一化を確保しつつ、公共職業安定所の職業紹介、職業指導及びこれらに付随する業務のうち一定のものを民間事業者に委託することができることとするための措置を講じようとするものである。

行政不服審査法案(第169回国会閣法第76号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、行政庁の処分又は不作為に対する不服申立ての制度について、より簡易迅速かつ公正な手続による国民の権利利益の救済を図るため、不服申立ての種類の一元化及び審理の一段階化、審理員による審理手続、行政不服審査会への諮問手続の導入等を行おうとするものである。

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第169回国会閣法第77号) (衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、行政不服審査法の施行に伴い、情報公開・個人情報保護審査会設置法の廃止その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものである。

行政手続法の一部を改正する法律案(第169回国会閣法第78号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、処分及び行政指導に関する手続について、行政運営における公正の確保を図るため、 法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度、法律の要件に適合しない行政 指導の中止等を求める制度等を整備しようとするものである。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(第169回国会閣法第79号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人に係る制度の改革を進めるため、評価機関の一元化、監事の職務権限の強化等による業務の適正化のための措置を講ずるとともに、非特定独立行政法人の役職員に係る再就職規制を導入するほか、不要財産の国庫納付等について定めようとするものである。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 (第169回国会閣法第80号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、各府省に置かれる独立行政法人評価委員会に関する規定を削除する等、関係法律の規定の整備等を行おうとするものである。

本院議員提出法律案

農業協同組合法等の一部を改正する法律案(参第1号)

(参議院 20.12.9農林水産委員会付託 継続審査)

【要旨】

農業協同組合、漁業協同組合、土地改良区、森林組合、農林中央金庫その他の農業協同組合法、水産業協同組合法、森林組合法及び農林中央金庫法に規定する組織について、特定の政党のために利用してはならないこととする。

租税特別措置法の一部を改正する等の法律案(参第2号)

(参議院 20.12.15財政金融委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、平成21年3月31日限り揮発油税、地方道路税、自動車重量税、自動車取得税及び軽油引取税に係る税率の特例を廃止するとともに、これに伴い、揮発油業者又は石油製品販売業者が同年4月1日から揮発油又は軽油の販売価格を引き下げることができるよう、政府及び都道府県に、特例廃止相当額の調整措置を実施することを義務付けようとするものである。

子ども手当法案(参第3号)

(参議院 20.12.15厚生労働委員会付託 継続審査)

【要旨】

次代の社会を担う子どもの成長及び発達に資するため、児童手当制度を廃止した上で子ども手当制度を創設し、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを養育している者すべてに対し、子ども1人につき月額2万6千円の子ども手当を支給しようとするものである。

大企業者による中小企業者に対する取引上の地位を不当に利用する行為の防止に関する法 律案(参第4号)

(参議院 20.12.15経済産業委員会付託 継続審査)

【要旨】

大企業者と中小企業者との取引に関し、大企業者の責務を明らかにするとともに、大企業者による中小企業者に対する取引上の地位を不当に利用する行為を防止することによって、大企業者と中小企業者との取引を公正なものとするとともに、中小企業者の利益を保護する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(参第5号) (参議院 20.12.15経済産業委員会付託 継続審査)

【要旨】

事業者間の取引の公正の確保に資する競争政策の展開を図ることが重要であることにかんがみ、他の事業者の事業活動を排除することによる私的独占及び一定の不公正な取引方法に対する課徴金制度を導入する。

地域金融の円滑化に関する法律案(参第6号)

(参議院 20.12.15財政金融委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、金融機関の地域金融に係る業務の適切な運営及び地域経済の活性化を期するため、地域金融の円滑化に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び金融機関の責務を明らか

にするとともに、地域金融の円滑化に対する金融機関の寄与の程度に係る評価に資する情報の公表の制度を設けること等により、その推進を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上 に資することとするものである。

内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(参第7号) (参議院 20.12.15厚生労働委員会付託 12.19本会議可決 衆議院 12.24否決)

【要旨】

本法律案は、内定取消しに関する紛争の防止及び解決等を図るため、採用内定から就労までの間の契約関係を明確にしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

採用内定の通知と労働契約との関係使用者が、労働者になろうとする者に対して、就労に先立ち、採用する旨の通知を発したとき

二 内定取消し

- 1 使用者は、労働者の就労開始前における労働契約の解除(以下「内定取消し」という。)を する場合があるときは、あらかじめ、当該労働契約の相手方(以下「内定者」という。)に対 し、内定取消しの事由を書面により明示しなければならない。
- 2 内定取消しは、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、 その権利を濫用したものとして、無効とする。
- 3 内定取消しが行われた場合において、内定者が当該内定取消しの理由について証明書を請求 したときは、使用者は、7日以内にこれを交付しなければならない。

三 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、一は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から、二の1及び3は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 経過措置その他所要の規定を整備する。

派遣労働者等の解雇の防止に関する緊急措置法案(参第8号)

は、その時において労働契約が成立したものと推定する。

(参議院 20.12.15厚生労働委員会付託 12.19本会議可決 衆議院 12.24否決)

【要旨】

本法律案は、現下の厳しい雇用情勢にかんがみ、派遣労働者等の雇用の安定を図るため、派遣労働者等の解雇を防止するための緊急の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 派遣労働者等の雇用の安定のための助成及び援助
 - 1 政府は、雇用保険法第62条の雇用安定事業として、次の事業を行うものとする。
 - → 労働者派遣の役務の提供を受けている者が景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の 理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、当該労働者派遣に係る派遣労働 者であって継続して雇用していた期間が2月以上のものについて休業又は教育訓練(以下「休 業等」という。)を行う派遣元事業主その他当該労働者派遣に係る派遣労働者の雇用の安定 を図るために必要な措置を講ずる派遣元事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。
 - (二) 景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、期間を定めて雇用する労働者又は短時間労働者であって継続して雇用していた期間が2月以上のものについて休業等を行う事業主その他期間を定めて雇用する労働者又は短時間労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。
 - 2 1の⇔又は⇔の助成は、当該助成を受けようとする派遣元事業主等が当該助成に係る休業等 を開始する日として指定した日から起算して6月の期間(ニの2において「対象期間」という。)

内に行われた休業等に係る手当又は賃金について行うものとする。また、1の分又は今の助成の金額を定めるに当たっては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならないものとする。

3 政府は、派遣元事業主等が1の(→)又は(⇒)の助成又は援助を受けようとする場合にその請求を 円滑に行うことができるようにするため、必要な便宜を供与するものとする。

二 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して2週間を経過した日から施行する。
- 2 この法律は、施行の日から6月を経過した日に、その効力を失う。ただし、同日において対象期間が終了していない派遣元事業主等に対する助成及び援助については、一の1及び2は、 なおその効力を有する。

雇用保険法の一部を改正する法律案(参第9号)

(参議院 20.12.15厚生労働委員会付託 12.19本会議可決 衆議院 12.24否決)

【要旨】

本法律案は、現下の厳しい雇用情勢にかんがみ、あまねく労働者の生活及び雇用の安定を図るため、住宅からの退去を余儀なくされる派遣労働者等に対する援助等を行うとともに、雇用保険の適用対象者の拡大、基本手当の受給資格要件の改正、基本手当の日額の引上げ、特定受給資格者に係る所定給付日数の引上げ、国庫負担に関する暫定措置の廃止等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 住宅からの退去を余儀なくされる派遣労働者等に対する援助等 政府が行う雇用安定事業に、次に掲げる事業を追加する。
 - 1 解雇等に伴い雇用主又は労働者派遣の役務の提供を受ける者から提供されていた住宅からの 退去を余儀なくされる派遣労働者、失業等給付を受給することができず生活に困窮している失 業者等に対して、再就職のための職業紹介及び職業指導、公営住宅への入居における特別の配 慮等住宅への入居の支援、生活上の支援その他必要な援助を一体的に行うこと。
 - 2 派遣労働者等に住宅を提供している雇用主又は労働者派遣の役務の提供を受ける者であって、当該派遣労働者等をその解雇等の後も引き続き当該住宅に居住させるものに対して、必要な助成及び援助を行うこと。
- 二 失業等給付の拡充等
 - 1 適用対象者の拡大

派遣労働者及び短時間労働者を、雇用保険の適用対象者とする。

2 基本手当の受給資格要件の改正

基本手当の受給資格要件について、離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6箇月以上であれば受給資格を取得できるものとする。

3 基本手当の日額の引上げ

基本手当の日額を、4,210円未満の賃金日額の場合に賃金日額の100分の100を乗じて得た金額とし、4,210円以上1万2,220円以下の賃金日額の場合に賃金日額の100分の100から100分の50までの範囲で厚生労働省令で定める率を乗じて得た金額とする。

4 特定受給資格者に係る所定給付日数の引上げ等

基準日において35歳以上45歳未満である特定受給資格者の算定基礎期間の区分として1年以上5年未満の区分を設け、それ以外の、基準日において35歳以上60歳未満である特定受給資格者のすべての算定基礎期間の区分に係る所定給付日数を、それぞれ30日延長する。

5 特定受給資格者の範囲の拡大

雇止めにより離職した者を特定受給資格者とする。

6 短期雇用特例被保険者の範囲の拡大

同一の事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が1年未満である雇用に就く派遣労

働者を、短期雇用特例被保険者とする。

- 7 特例一時金の額の引上げ
 - 特例一時金の額を、基本手当の日額の60日分とする。
- 8 国庫負担に関する暫定措置の廃止 失業等給付に要する費用に係る国庫の負担額について、本来の額の100分の55としている暫 定措置を廃止する。

三 施行期日等

- 1 この法律は、平成21年4月1日から施行する。ただし、一は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 経過措置その他所要の規定を整備する。

期間の定めのある労働契約の規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(参第10号)

(参議院 20.12.15厚生労働委員会付託 12.19本会議可決 衆議院 12.24否決)

【要旨】

本法律案は、現下の厳しい雇用情勢にかんがみ、期間の定めのある労働契約が簡便な雇用調整に使われることの防止等のため、期間の定めのある労働契約の締結事由等の制限、雇止めの制限等期間の定めのある労働契約に関する必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 有期労働契約の締結事由等

- 1 使用者は、次に掲げる場合に限り、次に定める期間を上限として、期間の定めのある労働契 約(以下「有期労働契約」という。)を締結することができる。
 - ─ 臨時的又は一時的な業務に使用するため労働者を雇い入れる場合 当該業務の存続期間であって3年を超えない期間
 - (二) 休業又は欠勤する労働者に代替する労働者を雇い入れる場合 当該休業又は欠勤の期間
 - (三) 一定の期間内に完了することが予定されている事業に使用するため労働者を雇い入れる 場合 当該事業の完了に必要な期間
 - 四 専門的な知識、技術又は経験(以下「専門的知識等」という。)であって高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者(当該高度の専門的知識等を必要とする業務に就く者に限る。)を雇い入れる場合 5年
 - (五) 満60歳以上の労働者を雇い入れる場合 5年
 - 労働者がその都合により当該有期労働契約の期間の満了後に退職することが明らかな場合 等相当な理由に基づいて、労働者が期間の定めをすることを求めた場合 3年
 - (七) 法令上特に認められた場合 当該法令により認められた期間
 - (小) 一から(土)までに掲げるもののほか、有期労働契約を締結することに正当な理由があるものとして厚生労働省令で定める事由に該当する場合 3年
- 2 使用者は、有期労働契約の締結の際には、労働者に対し、有期労働契約の期間、当該期間の 定めをする理由、当該期間の満了後における当該有期労働契約に係る更新の可能性の有無及び 期間の満了後において有期労働契約を更新する可能性があるときに当該有期労働契約を更新す る場合又はしない場合の判断をするための基準その他厚生労働省令で定める事項を書面により 明示しなければならない。
- 3 1の⊖から⇔までに該当しない労働契約又は2の書面の明示のない労働契約は、期間の定め のない労働契約とみなす。
- 4 1の⊖から∅までに定める期間を超える期間を定めた有期労働契約の期間は、1の⊖から∅ までに定める期間とみなす。
- 二 差別的取扱いの禁止

使用者は、有期労働契約を締結している労働者又は短時間労働者の賃金その他の労働条件について、合理的な理由がある場合でなければ、通常の労働者と差別的取扱いをしてはならない。

三 契約期間途中の退職

1年を超える有期労働契約を締結した労働者は、民法第628条の規定にかかわらず、当該有期 労働契約の期間の初日から1年を経過した日以後においては、2週間前までに使用者に申し出る ことにより、いつでも退職することができる。

四 雇止めの制限等

- 1 一の2により更新の可能性を明示された有期労働契約を締結している労働者が、当該有期労働契約の更新を希望した場合においては、使用者は、当該有期労働契約を更新しないこととすることが客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、更新を拒んではならない。
- 2 使用者は、1の有期労働契約(雇入れの日から起算して1年を超えて継続勤務をしている者 に係るもの及び日々雇い入れられる者が1月を超えて引き続き使用されるに至った場合に係る ものに限る。)を締結している労働者に対して当該有期労働契約を更新しないこととしようと するときは、労働者の責めに帰すべき事由がある場合等を除き、少なくとも30日前にその予告 をしなければならない。
- 3 2の予告の日数は、1日について平均賃金を支払った場合は、その日数を短縮することができる。
- 4 1の有期労働契約が更新されなかった場合において、労働者が更新されなかった理由について証明書を請求したときは、使用者は、7日以内にこれを交付しなければならない。

五 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 経過措置その他所要の規定を整備する。

法人税法の一部を改正する法律案(参第11号)

(参議院 20.12.15財政金融委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、内国法人又は連結法人が外国子会社から受ける配当等の額を益金に算入しないこととし、併せて当該外国子会社に係る所得に対して課される外国法人税額の控除の仕組みを廃止するとともに、特殊支配同族会社の業務主宰役員に対して支給する給与の額の損金算入を制限する制度を廃止しようとするものである。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(参第12号)

(参議院 20.12.15財政金融委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、欠損金の繰戻還付制度について適用の停止を解除するとともに、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であり又は資本若しくは出資を有しない普通法人等の各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額に係る法人税率を平成21年2月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度について「100分の22」から「100分の11」に軽減しようとするものである。

中小規模の事業者等に対する金融機関の信用の供与等について今次の金融危機に対応して 緊急に講ぜられるべき措置に関する法律案(参第13号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、今次の世界的規模の深刻な金融危機の発生に伴い我が国の経済情勢が急速に悪化している状況において、金融業務の公共性を踏まえ、金融機関の金融仲介機能が十全に発揮されるようにすることが喫緊の課題であることにかんがみ、中小規模の事業者の事業活動の円滑な遂行等を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資するため、中小規模の事業者等に対する金融機関の信用の供与等について今次の金融危機に対応して緊急に講ぜられるべき措置を定めようとするものである。

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第168回国会参第1号)

(参議院 第168回国会19.11.2本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するため、国民年金及び厚生年金保険の保険料を原資とする資金が、これらの事業に係る事務の執行に要する費用、これらの事業の円滑な実施を図るための措置に要する費用等の支出に充てられないようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 第一 国民年金法の改正規定及び厚生年金保険法の改正規定の改正
 - 一 現行の福祉施設に係る規定の改正を行わず、当該規定を削除する。
 - 二 保険料は、国民年金事業及び厚生年金保険事業の事務の執行等に要する費用(三の1から5までに掲げる費用をいう。以下同じ。)には充てないものとする。
 - 三 国庫は、次に掲げる費用を負担する。
 - 1 国民年金事業及び厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用
 - 2 国民年金事業及び厚生年金保険事業の実施に必要な事務を円滑に処理し、被保険者等の利便の向上に資するため政府が行う電子情報処理組織の運用に要する費用
 - 3 国民年金事業及び厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため政府が国民年金及び厚生年金 保険に関し教育及び広報等の事業を行う場合における当該事業に要する費用
 - 4 小口の資金の貸付けを独立行政法人福祉医療機構に行わせる措置に要する費用
 - 5 国民年金事業及び厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため債権の管理及び回収並びに教育資金の貸付けのあっせんを独立行政法人福祉医療機構にその業務の特例として行わせる措置に要する費用
- 第二 特別会計に関する法律の改正規定の改正

国民年金事業及び厚生年金保険事業の事務の執行等に要する費用は、年金特別会計の国民年金 勘定又は厚生年金勘定から当該特別会計の業務勘定に繰り入れることができないものとし、当該 費用は、一般会計から年金特別会計の業務勘定に繰り入れるものとする。

第三 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から施行する。
- 二 この法律の施行に伴う関係法律の整理その他必要な事項については、別に法律で定めるものとする。
- 三 国家公務員及び地方公務員に係る被用者年金の事業の事務に要する費用の負担の在り方については、公的年金制度の一元化に際し検討が行われ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案 (第168回国会参第7号)

(参議院 第168回国会19.12.12本会議可決 衆議院 20.12.11否決)

【要旨】

本法律案は、郵政民営化の見直しに当たっての日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、政府は、郵政民営化法等の規定にかかわらず、別に法律で定める日までの間、その保有する日本郵政株式会社の株式を処分してはならないものとする。
- 二、日本郵政株式会社は、郵政民営化法の規定にかかわらず、一の別に法律で定める日までの間、 その保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式を処分してはならないものとする。
- 三、一の別に法律で定める日までの間、政府は、郵政民営化法第8章第3節(移行期間中の銀行法等の特例等)及び第9章第3節(移行期間中の保険業法等の特例等)の規定の運用に当たっては、一及び二により日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分が停止されていることを考慮しなければならないものとする。
- 四、一の別に法律で定める日までの間における日本郵政株式会社の業務、政府及び日本郵政株式会 社の株式の保有の義務並びに郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分に係る罰則に関する郵 政民営化法及び日本郵政株式会社法の特例を定める。
- 五、郵政民営化については、国民生活に必要な郵政事業に係る役務が適切に提供されるよう、速や かに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な見直しが行われるものとする。
- 六、この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案(第168回国会参第11号)

(参議院 第169回国会20.5.23本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、現行の土壌汚染対策法がその施行前に廃止された有害物質使用特定施設に係る土地について適用外としている一方で、こうした土地が公園等の公共施設や学校、卸売市場等の公益的施設の用地となることにより、不特定多数の者の健康被害が生じるおそれがあることから、こうした土地についても現行法の適用とするため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、現行法の施行前に廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地であって土壌汚染状況調査が行われていないものを新たに公園や学校、卸売市場等の特定公共施設等の用に供しようとする場合を、土壌汚染状況調査の対象とすることとする。
- 二、土壌汚染状況調査が行われていない土地を新たに特定公共施設等の用に供しようとする者は、 都道府県知事に土地の所在地等を届け出なければならないこととし、届出を受けた都道府県知事 は、その土地が一の土地であるかどうかを調査し、その結果を届出をした者に速やかに通知しな ければならないこととする。
- 三、政府は、一及び二によるもののほか、一の土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握 に関する方策等について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることと する。
- 四、罰則その他所要の規定を設けることとする。
- 五、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案(第168回国会参第13号)

(参議院 第168回国会20.1.11本会議可決 衆議院 10.21否決)

【要旨】

本法律案は、我が国がアフガニスタンの復興の支援を通じて国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に寄与するため、平成13年9月11日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃に関連して採択された国際連合安全保障理事会決議第1659号を踏まえ、アフガニスタン国内の安全及び安定の回復に資するための措置を講ずるとともに、アフガニスタン国民の生活の安定と向上に向けた自主的な努力を支援するものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一、政府は、国際社会の協力を求めつつ、アフガニスタンにおける武装集団が行っている武器を用いた不法な抗争を停止し、及びその停止を維持する旨のアフガニスタン政府と当該武装集団等との間の合意(以下「抗争停止合意」という。)の形成の支援等の措置を講ずるものとする。
- 二、この法律に基づき、政府によって実施されるアフガニスタン復興支援活動を治安分野改革支援 活動及び人道復興支援活動とし、内閣総理大臣は、これらの活動のいずれかを実施することが必 要な場合には閣議の決定により基本計画を定める。
- 三、アフガニスタン復興支援活動の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであって はならない。
- 四、人道復興支援活動については、抗争停止合意が成立している地域であってそこで実施される活動の期間を通じて当該抗争停止合意が維持されると認められる地域又は当該人道復興支援活動に対する妨害その他の行為により住民の生命若しくは身体に被害が生じることがないと認められる地域において実施するものとする。
- 五、自衛隊の部隊等が実施するアフガニスタン復興支援活動は、人道復興支援活動に限るものとす る。
- 六、基本計画には、アフガニスタン復興支援活動に関する基本方針、活動の種類及び内容、活動を 実施する区域の範囲、自衛隊が外国の領域で活動を実施する場合における部隊等の規模等を定め る。
- 七、内閣総理大臣は、基本計画の決定又は変更があったときはその内容を、基本計画に定めるアフガニスタン復興支援活動が終了したときはその結果を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。
- 八、内閣総理大臣は、基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施するアフガニスタン復興支援活動については、その実施前に、当該活動を実施することにつき国会の承認を得なければならない。
- 九、内閣総理大臣等は、アフガニスタン復興支援活動を実施している場所の近傍において、戦闘行 為が行われるに至った場合等には、速やかに、当該アフガニスタン復興支援活動の終了を命じな ければならない。
- 十、内閣総理大臣は、指定されたアフガニスタン復興支援活動の実施区域の全部又は一部がこの法 律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなった場合には、速やかに、その指定を変 更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。
- 十一、アフガニスタン復興支援活動の実施を命ぜられたアフガニスタン復興支援職員又は自衛隊の 部隊等の長等は、当該活動を実施している場所の近傍において戦闘行為が行われるに至った場合 等には、当該活動の実施を一時休止し又は危険を回避しつつ、前記九又は十による措置を待つも のとする。
- 十二、アフガニスタン復興支援活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己若しくは 自己と共に現場に所在する他の自衛隊員等若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入っ

た者の生命若しくは身体を防衛するため又は当該アフガニスタン復興支援活動の実施に対する抵抗を抑止するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、一定の要件に従って武器を使用することができる。

- 十三、アフガニスタン復興支援活動の迅速かつ円滑な実施を図り、アフガニスタンの人間の安全保障に寄与するため、内閣府に、アフガニスタン人間の安全保障センターを置く。
- 十四、国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主導的に寄与することを含む我が国の安全保障の原則に関する基本的な法制の整備が速やかに行われるものとし、当該法制の整備において、日本国憲法の下での自衛権の発動に関する基本原則及び国際連合憲章第7章の集団安全保障措置等に係る我が国の対応措置に関する基本原則が定められるものとする。
- 十五、政府は、国際連合に、国際連合が行う国際の平和及び安全の維持又は回復のための取組を補 完するものとして、国際の平和及び安全に対する脅威に対し直ちに必要な措置を執るための組織 が設置されるよう、国際連合等に対し働きかけを行う等積極的かつ主導的に取り組むことについ て、検討するものとする。
- 十六、テロ対策海上阻止活動が国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に基づき国際連合加盟国 により行われることとなったときは、これに参加するために必要な法制の整備について、検討す るものとする。
- 十七、この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、施行の日から起算して1年を経過した日に、その効力を失う。

後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案(第169回国会参第17号)

(参議院 第169回国会20.6.6本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、平成20年4月1日に実施された後期高齢者医療制度(高齢者の医療の確保に関する法律に定める後期高齢者医療制度をいう。以下同じ。)その他の高齢者の医療の確保に関する法律に定める諸制度(後期高齢者医療制度並びに同法に定める医療費適正化の推進、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整及び病床転換助成事業をいう。以下同じ。)等の制度が国民の高齢期における適切な医療を確保するものとなっていないこと等にかんがみ、政府が緊急に講ずべき措置として、高齢者の医療の確保に関する法律に定める諸制度を廃止するとともに老人保健制度(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号。以下「改正法」という。)第7条の規定による改正前の老人保健法に定めていた老人保健制度をいう。第一において同じ。)を再び導入する等のための措置及び医療に係る高齢者の負担を軽減する等のための措置について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 第一 高齢者の医療の確保に関する法律に定める諸制度の廃止等
 - 一 政府は、高齢者の医療の確保に関する法律に定める諸制度を平成21年4月1日に廃止するとともに、老人保健制度を同日に再び導入するため、必要な法制上及び財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。
 - 二 政府は、一の措置により高齢者の医療の確保に関する法律に定める前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整が廃止される時に、改正法第13条の規定による改正がなかったとしたならば国民健康保険法の規定による退職被保険者又はその被扶養者であるべき者を当該退職被保険者又はその被扶養者とするため、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。
- 第二 後期高齢者医療制度について緊急に講ずべき措置

政府は、第一の一の措置により後期高齢者医療制度が廃止されるまでの間の措置として、後期 高齢者医療制度に関し次に掲げる事項について必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講 ずるものとする。

- 1 保険料の徴収について、できる限り速やかに、遅くとも平成20年10月1日までに、特別徴収の方法によらないものとすること。
- 2 3の被保険者以外の被保険者に係る保険料について、できる限り速やかに、遅くとも平成20年10月1日までに、その負担を軽減するものとすること。
- 3 高齢者の医療の確保に関する法律第52条各号のいずれかに該当するに至った日の前日において健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者であった被保険者に係る保険料について、引き続きこれを徴収しないものとすること。

第三 医療保険各法等について緊急に講ずべき措置

政府は、次に掲げる事項について必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

- 1 医療保険各法(健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法をいう。2において同じ。)に基づく入院時食事療養費又は入院時生活療養費(被扶養者が食事療養又は生活療養を受けた場合における家族療養費を含む。)の支給の対象となる者について、できる限り速やかに、遅くとも平成20年10月1日までに、改正法第3条、第13条、第19条、附則第57条、附則第66条又は附則第78条の規定による改正がなかったとしたならばその支給の対象となるべき者とするものとすること。
- 2 医療保険各法に基づく療養の給付を受け又は療養を受ける際に70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合における一部負担金又は家族療養費について、引き続き、改正法第3条、第13条、第19条、附則第57条又は附則第66条の規定による改正がなかったとしたならばその算定の際に乗ずべき割合を乗じて得た額を基本とするものとすること。
- 3 国民健康保険法又は地方税法に基づく市町村又は特別区による国民健康保険の保険料又は国民健康保険税の徴収について、できる限り速やかに、遅くとも平成20年10月1日までに、改正法第13条又は第16条の規定による改正がなかったとしたならばよるべき方法によるものとすること。

第四 地方公共団体に対する配慮等

政府は、第一から第三までの措置を講ずるに当たっては、これらの措置の実施に伴う地方公共 団体及び医療保険者の負担をできる限り軽減するよう特別の配慮をするとともに、これらの措置 の実施に伴い国民の間に混乱を生じさせないようにするため、これらの措置の内容の周知徹底を 図る等万全の措置を講ずるものとする。

第五 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院議員提出法律案

衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

国民健康保険法の一部を改正する法律案(衆第2号)

(衆議院 20.12.11可決 参議院 12.17厚生労働委員会付託 12.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、子どもの心身ともに健やかな育成に資するため、世帯主等が国民健康保険の保険料等の滞納により被保険者証を返還した場合であっても、その世帯に属する15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者があるときは、当該世帯主等に対し、当該被保険者に係る有効期間を6月とする被保険者証を交付しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 保険料の滞納により被保険者証が返還された場合における15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る短期被保険者証の交付

国民健康保険の保険料(国民健康保険税を含む。以下同じ。)の滞納により被保険者証の返還を求められた世帯主が当該被保険者証を返還した場合において、その世帯に属する15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者があるときは、市町村又は特別区は、当該世帯主に対し、当該被保険者に係る有効期間を6月とする被保険者証を交付する。

二 施行期日等

- 1 この法律は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この法律の施行の日において、改正前の国民健康保険法第9条第6項の規定により被保険者 資格証明書の交付を受けている世帯主の世帯に属する15歳に達する日以後の最初の3月31日ま での間にある被保険者があるときは、市町村又は特別区は、この法律の施行後速やかに、当該 世帯主に対し、当該被保険者に係る有効期間を6月とする被保険者証を交付するものとする。
- 3 市町村又は特別区は、国民健康保険の保険料について、減免制度等の十分な周知を図ること 等を通じて滞納を防止し、及び特別の理由があると認められないにもかかわらず滞納している 者からの実効的な徴収の実施を確保するため、必要な措置を講じなければならない。

予算

平成二十年度一般会計補正予算(第1号)

平成二十年度特別会計補正予算(特第1号)

平成二十年度政府関係機関補正予算(機第1号)

(衆議院 20.10.8可決 参議院 10.8予算委員会付託 10.16本会議可決)

【概要】

平成20年9月29日、平成二十年度補正予算3案が閣議決定された。平成二十年度補正予算は、20年8月の政府の月例経済報告が事実上の景気後退宣言と言われるなど、景気後退の可能性が強まる一方、原油等資源や食料品価格が高騰する中、8月29日に決定された「安心実現のための緊急総合対策」の実施等のために編成された。

歳入面では、19年度決算剰余金6,319億円(全額純剰余金)を受け入れるとともに、その他収入372億円の増収を見込むほか、公債金については、建設国債を1兆270億円増発する一方、特例国債を6,320億円減額することとした。

歳出面では、緊急安心実現総合対策費として、 生活者の不安の解消に要する経費3,518億円、 住まいと防災対策に要する経費7,296億円、 低炭素社会の実現と強い農林水産業創出に要する 経費1,881億円、 中小企業等の活力向上に要する経費4,469億円、 地方公共団体に対する配慮に 要する経費916億円が計上されるほか、19年度決算剰余金(純剰余金)は、その2分の1(3,160億円)が国債整理基金特別会計に繰り入れられた。

なお、国債費の減額など9,599億円の既定経費の節減等が行われている。

以上の結果、一般会計の歳入・歳出の純追加1兆641億円を加えた補正後の規模は、84兆1,255億円となった。

平成二十年度補正予算のフレーム

(単位:億円)

	歳出		歳入	
1.	緊急安心実現総合対策費	18,081	1. 政府資産整理収入	78
	(1) 生活者の不安の解消	3,518	2. 雑収入	294
	(2) 住まいと防災対策	7,296	3. 公債金	
	(3) 低炭素社会の実現と強い農 林水産業創出	1,881	公債金	10,270
	(4)中小企業等の活力向上	4,469	特例公債金	∆ 6,320
	(5)地方公共団体に対する配慮	916	4. 前年度剰余金受入	6,319
2.	国債整理基金特別会計へ繰入	3,160		
з.	既定経費の節減	△ 9,599		
4.	予備費の減額	△ 1,000		
	歳出計	10,641	歳入計	10,641

刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

我が国と香港との間において、捜査、訴追その他の刑事手続について、この協定の規定に従って 共助を実施すること、そのための枠組みとして中央当局を指定し、相互の連絡を直接行うこと等に ついて定める。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

我が国とウズベキスタンとの間において、投資の許可段階における内国民待遇及び最恵国待遇の原則供与、並びに技術移転要求を始めとする特定措置の履行要求の原則禁止を規定するとともに、収用等の措置がとられた場合の補償措置、支払等の自由な移転、投資紛争の解決のための手続等について定める。

航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

我が国とサウジアラビアとの間において、両国の指定航空企業が特定路線上において航空業務を 運営する権利を相互に許与し、業務の開始及び運営についての手続及び条件等を取り決めるととも に、両国の指定航空企業がそれぞれの業務を行うことができる路線を定める。

承認を求めるの件

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第1号)

(衆議院 20.11.14承認 参議院 11.18国土交通委員会付託 11.21本会議承認)

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により、平成20年10月10日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

入港禁止措置の主な内容は次のとおりである。

- 一、北朝鮮が平成18年7月5日に弾道ミサイルを発射したことに加え、同年10月9日、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であるとともに、日朝平壌宣言、六者会合の共同声明、国連安保理決議等にも違反するものであり、その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、北朝鮮船籍のすべての船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。
- 二、入港禁止の期間は、平成18年10月14日から平成21年4月13日までの間。ただし、万景峰92号については、平成18年10月13日から平成21年4月13日までの間。
- 三、必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認 義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第2号)

(衆議院 20.11.14承認 参議院 11.18経済産業委員会付託 11.26本会議承認)

【要旨】

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により平成20年10月10日に閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、平成20年10月14日から平成21年4月13日までの間、引き続き、北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物について経済産業大臣の輸入承認義務を課する措置及び原産地又は船積地域が北朝鮮であって第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第10条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

【附帯決議】(20.11.25経済産業委員会議決)

政府は、北朝鮮が2006年10月に核実験を強行したこと、同国が日本人拉致問題に対して何ら誠意ある対応を見せないこと等の事情を総合的に勘案して、同国に対する厳格な措置を講じる旨決定した。本件承認案件に係る北朝鮮からの貨物輸入の全面禁止及び同国から第三国へ輸出する貨物の売買に関する仲介貿易取引等の禁止措置は、かかる措置の一環として同年10月13日に閣議決定以後実施され、本年10月10日の制裁継続の決定を含め、これまで4回にわたる制裁措置の延長が行われている。

一方、この間、北朝鮮は、核、ミサイル問題について、我が国として肯定的な評価をするに値する対応を示しておらず、また、拉致問題に対しては、不誠実極まる対応を続けている。

北朝鮮による核開発は、我が国を含む北東アジア地域のみならず国際社会全体の平和と安全に対する重大な脅威である。また、北朝鮮による日本人の拉致は、我が国の主権及び我が国国民の自由と人権に対する明白かつ重大な侵害である。我が国としてはこれらの問題の全面的かつ完全な解決に向け、北朝鮮の約束の実行を促すため、可能なあらゆる方策を講じなければならない。

よって、政府は以下の事項の実現について万全を期すべきである。

一 政府は、本件承認案件に係る対北朝鮮制裁措置を実効あらしめ、かつその目的が達成されるように厳格に実施するとともに、今後における北朝鮮の行動及び北朝鮮をめぐる諸情勢の変化に応じ、必要な場合は経済制裁の強化を検討すべきである。 右決議する。

予備費等承諾を求めるの件

平成十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1) (衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成19年4月13日から20年1月17日までの間に使用を決定した金額は597億円で、その内訳は、 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 因子製剤による特定C型肝炎ウイルス感染者等に対する給付金の支給に必要な経費204億円、 主要国首脳会議の開催準備に必要な経費114億円、 地方道路公社有料道路災害復旧事業に必要な経費65億円などである。

平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1) (衆議院 継続審査)

【要旨】

特別会計予備費予算総額 1 兆3,210億円のうち、平成19年11月 6 日に使用を決定した金額は549億円で、その内訳は、食料安定供給特別会計麦管理勘定における麦の買入れに必要な経費549億円である。

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所 管経費増額調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成19年6月29日から20年1月29日までの間に決定した経費増額総額は616億円で、その内訳は、 道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額236億円、 治水特別会計治 水勘定における河川事業の調整等に必要な経費の増額163億円などである。

平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2) (衆議院 継続審査)

【要旨】

特別会計予備費予算総額 1 兆3,210億円のうち、平成20年 2 月22日に使用を決定した金額は14億円で、その内訳は、森林保険特別会計における保険金等の不足を補うために必要な経費14億円である。

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所 管経費増額調書(その2)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成20年3月28日に決定した経費増額総額は55億円で、その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額55億円である。

決算その他

平成十九年度一般会計歲入歲出決算、平成十九年度特別会計歲入歲出決算、平成十九年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十九年度政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 20.11.26決算委員会付託 継続審査) 【概要】

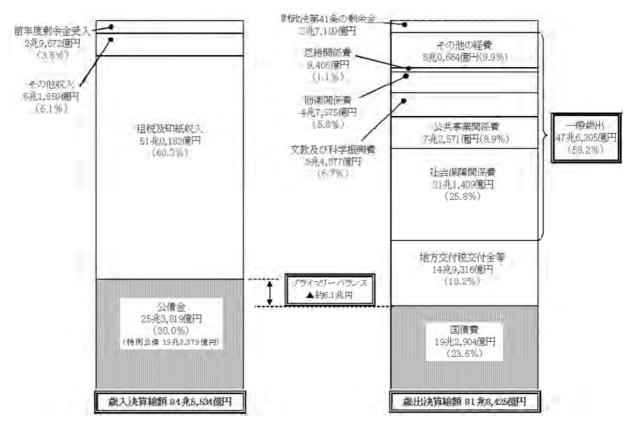
平成十九年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は84兆5,534億円、歳出決算額は81兆8,425億円であり、差引き2兆7,109億円の剰余を生じた。この剰余金は財政法第41条の規定により、平成二十年度一般会計歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は6,319億円である。

平成十九年度特別会計歳入歳出決算における28の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は395兆9,203億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は353兆2,831億円である。

平成十九年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は62兆7,037億円であり、 資金からの一般会計等の歳入への組入額等は61兆9,686億円であるため、差引き7,350億円の残余を 生じた。

平成十九年度政府関係機関決算書における7機関の収入済額を合計した収入決算額は2兆6,038 億円、支出済額を合計した支出決算額は2兆645億円である。

平成十九年度一般会計歳入歳出決算の概要



(注)財政法第41条の剰余金の内訳は、20年度への繰越額2兆755億円、18年度までに発生した剰余金の使用残額34億円、財政法第6条の純剰余金6,319億円である。 (資料)「平成19年度 決算の説明」より作成

平成十九年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 20.11.26決算委員会付託 継続審査)

【概要】

平成十九年度国有財産増減及び現在額総計算書における19年度中の国有財産の差引純減少額は1 兆5,891億円、19年度末現在額は105兆1,676億円である。

平成十九年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 20.11.26決算委員会付託 継続審査)

【概要】

平成十九年度国有財産無償貸付状況総計算書における19年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は18億円、19年度末現在額は1兆859億円である。